

はしがき

2024年5月21日に成立した「人工知能に関する統一ルールを定め、かつ規則(EC)No 300/2008、(EU)No 167/2013、(EU)No 168/2013、(EU)2018/858、(EU)2018/1139 および(EU)2019/2144 ならびに指令 2014/90/EU、(EU)2016/797 および(EU)2020/1828 を改正する欧州議会と欧州理事会規制(EU)2024/1689 (人工知能規則)」(以下「AI 規則」という)では、AI 規則の実務的な実施について、各種のガイドラインの発出が予定されている(AI 規則 96 条 1 項)。今回翻訳した AI システムの定義に関するガイドラインは同条項(f)、第 5 条に関するガイドラインは同条項(b)に掲げられ、発出が予定されていたものである。

これらのガイドラインのうち、AI システムの定義に関するガイドラインは、第 3 条(1)の「AI システム」の定義について、どのような場合が AI システムに該当するかを具体的に解説したものである。また、第 5 条に関するガイドラインは、AI に関して禁止される行為を定める第 5 条の各条項に関する逐条解説およびユースケースの説明となっている。

AI システムの定義に関するガイドラインはともかく、第 5 条に関するガイドラインについては、どのような場合が 5 条で禁止されるのかをわかりやすく解説したもののよう想定されるが、詳細すぎるせいか、わかりやすいとは到底いえない。とはいえ、条文と前文だけを頼りに条項を解釈することも困難であり、込み入った内容ではあるが、考えを理解するには有用である。

AI 規則の全面適用は、一部を除き、2026 年 8 月 2 日からとなっている(113 条)。今回のガイドラインは、いずれも 2025 年 2 月 2 日から既に適用されている条文に関するものである。なお、ハイリスク AI システムに関するガイドラインは、2026 年 2 月 2 日までに発出される予定であったが(AI 規則 6 条 5 項)、同年 3 月のいまになっても発出されず、AI 規則の全面適用も遅れるのではないかとされている。

ところで、EU は多くの場合、英語と加盟国の主要言語で情報発信をしている。しかし、今回のガイドラインは、多言語で情報発信をする余裕がなかったのか、英語版しか作成されていない。そこで、今回の翻訳は英語版のみからの翻訳である。

2026 年 3 月
井奈波 朋子